

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業にかかる利用者の推計

- 本計画において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用者の推計と提供体制を設定することが「子ども・子育て支援法」で定められています。

教育・保育

認定区分	1号認定：満3歳以上で保育を必要としない子ども 2号認定（教育）：満3歳以上で保育を必要とする子どものうち、幼稚園を利用する子ども 2号認定（保育）：満3歳以上で保育を必要とする子どものうち、2号認定（教育）以外の子ども 3号認定：満3歳未満で保育を必要とする子ども
------	--

教育・保育施設等	対象の認定区分	利用者推計（人）					利用者推計に対する提供体制の確保
		H27	H28	H29	H30	H31	
幼稚園・認定こども園	1号認定 2号認定(教育)	669	642	611	607	577	市内の施設に加えて、市外の幼稚園等とも連携して、提供体制を確保します。
保育所・認定こども園 及び地域型保育事業	2号認定(保育)	730	701	668	663	630	民間保育所の新設や幼稚園の認定こども園への移行により、提供体制を確保します。
	3号認定	472	446	433	422	413	

地域子ども・子育て支援事業（主な事業の抜粋）

事業名	事業の内容	今後の取組
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行います。	市内の2か所の施設において、事業を開始します。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。	利用児童数に応じて専用室を増設するなど、各小学校に設置する放課後児童会の体制を整えます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行います。	保健センターから助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行います。	現在の3か所に加え、新たな拠点1か所の設置をめざします。

- 本市ではこれまで、教育・保育や子育て支援について乳幼児期から学齢期までを見据えた一貫した施策・事業を推進してきました。今後も、保護者の利用希望を見極めつつ、認定こども園の新設や既存施設からの移行を検討します。

計画の推進に向けて

- 庁内の様々な部局間との横断的な連携により、子ども・子育て支援を進めます。
- 地域の各主体の様々な取組との連携、協力、支援を積極的に進めます。
- 計画に基づく施策・事業の実施状況等について点検・評価を毎年度実施します。



発行年月：平成27年3月
発行：大阪狭山市（教育部こども育成室）
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1 TEL:072-366-0011 FAX:072-366-9696



さやまっ子のびのびプラン

大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画

概要版



ともに育ち ともに支え

一人ひとりが輝くまち



計画策定の背景・趣旨

- 平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連三法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まることとなりました。
- 大阪狭山市では、国の動向とともに、これまでの本市における子育て支援に関する施策の進捗状況や課題を整理し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」のもと諸施策を円滑かつ総合的に推進するため、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、これまでの「次世代育成支援対策行動計画」の内容を本計画に継承し、就学後の児童も対象に含めた子どもと子育てに関する総合的な計画としました。
- 本計画は、「第四次大阪狭山市総合計画」を上位計画とし、「教育振興基本計画」をはじめとした市の関連計画、国や大阪府の子育て支援に関連する計画との整合を図り策定するものです。

計画の期間

- 計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

基本理念

ともに育ち ともに支え
一人ひとりが輝くまち

基本的な視点

子どもを大切にす視点

かけがえのない命をもつ一人の人間として、子どもの人権は尊重されなければなりません。子どもの能力や可能性などを最大限に伸ばし、子どもたちが自分らしく育っていきけるよう、子ども一人ひとりを大切にします。

保護者の主体的な力を高める視点

子どもが幸せになるためには、まず保護者が幸せであることが大切です。愛情をもって楽しく子育てができるよう、親として成長することを支えます。

みんなで子育てを応援する視点

社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることが不可欠となります。まちぐるみで子どもや子育て家庭を温かく見守り互いに支え合えるよう、子育てをみんなで応援します。

子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て関連三法」に基づく制度であり、主な目的は以下の3点となります。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善、普及促進

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

教育・保育に対する財政措置の充実

認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設

③地域の子ども・子育て支援の充実

子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業など既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

施策の展開

基本目標 1

子どもが心豊かに育つように

1) 子どもの人権を尊重する環境づくり

(1) 子どもの人権尊重の意識づくり

- 児童虐待防止に向けた広報・啓発の推進
- 学校教育や社会教育における人権教育の充実 等

(2) 児童虐待防止に向けた取組の充実・強化

- 育児支援家庭訪問事業の充実
- 民生・児童委員、主任児童委員や認定子育てサポーターとの連携・協力 等

(3) 子どもに関する相談・支援体制の充実

- いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
- 不登校、問題行動等の未然防止と丁寧な指導体制の充実 等

2) 乳幼児期における

質の高い教育・保育の安定的な供給

(1) 乳幼児期における保育・教育の質の向上

- 保育所・幼稚園における保育・教育の充実
- 保・幼・小・中の連携による元気あつぷ事業、キャリア教育推進事業の実施 等

(2) 教育・保育を提供する施設や事業の充実

- 市立認定こども園の設置
- 保育所の創設や既設保育所の定員拡大
- 市立幼稚園の今後のあり方についての検討 等

3) 豊かな人間性を培う教育の推進

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

- 社会の変化に即した学びの展開
- 道徳教育・人権教育の充実
- 体力の向上 等

(2) 食育の推進

- 保育所・学校における給食指導の充実
- 安心して安全な学校給食の充実 等

(3) 思春期の心とからだの健康づくりへの支援

- 性や命の尊厳に関する教育の充実
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の充実 等

(4) 母性や父性を育む取組の推進

- 保育体験による中高生と乳幼児との交流機会の充実
- 児童・生徒に向けた「親学習」の推進 等

4) 子どもの居場所づくり

(1) 多様な活動機会の充実

- さやま元気っこ推進事業の拡充
- 子ども週末活動支援事業の推進 等

(2) 子どもの遊びや活動を支援する環境の整備

- こども会、PTA 連絡協議会等の活動支援
- 公園・スポーツ施設の整備・改修 等

基本目標 2

楽しく子育てができるように

1) 母と子の心とからだの健康と安心の確保

(1) 健やかな妊娠と出産のための支援

- 保健師や助産師による妊産婦訪問・相談指導の充実
- 両親教室（ママパパ教室）の充実 等

(2) 子どもの発達・育児支援と育児不安の軽減

- こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実
- 各種健康診査の実施による乳幼児の健康促進 等

2) 家庭における子育て力の向上

(1) 男女共同参画による子育ての推進

- 男女共同参画に関する啓発
- 男性が参加しやすい親子参加型事業の推進 等

(2) 家庭教育への支援

- 「おおさかさやま 家庭教育指針」の啓発
- 児童家庭相談、教育相談・特別教育相談等の充実 等

3) 子育てを支援する多様なサービスの充実

(1) 保育サービスの充実

- 時間外保育の充実 ●病後児保育の充実
- 一時預かり事業の充実 等

(2) 放課後児童対策の充実

- 放課後児童会室の整備による受入れ児童数の拡大
- 指導員の研修等を通じた放課後児童会における指導内容の質の向上 等

4) 子育てを支援する

相談体制及び情報提供体制の充実

(1) 相談体制の充実

- 子育て支援拠点施設における相談機能の充実
- 保育所、幼稚園、認定こども園における育児相談の実施 等

(2) 情報提供体制の充実

- 広報誌、情報誌、パンフレット及びホームページ等による情報提供
- 子育て支援拠点施設における情報交換の促進 等

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て支援拠点施設を中心とした子育てネットワークの整備
- 子育てサークル、子育てボランティア、NPO等の育成・支援
- 民生・児童委員、主任児童委員や認定子育てサポーターとの連携・協力

5) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

(1) 障がいのある子どもへの支援

- 保育所、幼稚園、認定こども園における障がい児保育の実施
- 放課後児童会での障がい児の受け入れ 等

(2) ひとり親家庭への支援

- ひとり親（母子・父子）家庭相談の充実
- 母子・父子家庭自立支援事業の推進 等

基本目標 3

子育てを見守り支え合えるように

1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

(1) 多様な働き方への支援

- 労働相談の充実
- 地域就労支援事業の実施
- 能力開発のためのセミナー等の開催、就業に関する情報提供

(2) スムーズな職場復帰への支援

- 利用者支援事業の推進
- 産前・産後の休業や育児休業中の保護者への情報提供・相談支援の推進
- 予約入園の仕組みや手続の検討

(3) ワーク・ライフ・バランスのための職場環境づくり

- ワーク・ライフ・バランスのための広報、啓発
- ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくりに向けた企業への啓発

2) 地域における子育て力の向上

(1) 子育てに関する理解や協力の促進

- 子ども・子育て支援事業計画の周知
- 子どもや子育てに関する継続的な啓発や情報提供の実施

(2) 地域との協働による子育て支援の促進

- プレイセンター活動の促進
- 子育てサークルの育成・支援
- 指導者の養成やリーダー研修の実施 等

(3) 住民のふれあいの促進

- 学校園における地域交流事業の実施
- 地域との連携による体験学習の推進
- 小学校区青少年健全育成事業の促進 等

3) 親子が安心して暮らせる環境づくり

(1) 子どもにやさしい安全・安心な環境づくり

- 歩道等のバリアフリーの推進
- 生活道路・通学路における交通安全対策の実施
- 地域防犯活動の促進
- 地域子ども見守り運動の促進 等

(2) 小児医療の充実

- 小児夜間救急医療の充実
- 休日医療の充実

(3) 子育てに関する経済的支援の充実

- 子ども医療費助成の拡大
- 給付金、貸付金の案内
- 教育・保育の保護者負担の軽減

